

# 駿河台大学大学院臨床心理研究生規程

平成23年 4月 1日 制定

平成30年 2月 8日 最近改正

## (目的)

第1条 この規程は、駿河台大学大学院（以下「本学」という。）学則第38条の規程に基づき、臨床心理研究生の取扱いについて定めることを目的とする。

## (資格)

第2条 臨床心理研究生となることができる者は、本学心理学研究科臨床心理学専攻を修了し、公認心理師又は臨床心理士の資格取得を志望する者とする。

## (出願)

第3条 臨床心理研究生を志願する者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 臨床心理研究生願書（本学心理学研究科所定のもの）
- (2) その他本学心理学研究科委員会が必要と認めるもの

## (許可)

第4条 臨床心理研究生としての入学は、本学心理学研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

2 臨床心理研究生としての入学許可は、原則として各年度の始めとする。

## (期間)

第5条 研究期間は、1年とする。ただし、1回に限り、更新することができる。更新は、本学心理学研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

## (研究等)

第6条 臨床心理研究生は、各自の行う研究を含む各種心理臨床活動について、指導教員の指導を受ける。また、同活動に必要な資料収集・資料分析等を行うために、駿河台大学心理カウンセリングセンター、同メディアセンター、心理学研究科大学院生室その他本学関係施設を利用することができる。

2 指導教員は、心理学研究科長が指名する。

## (守秘義務等)

第7条 臨床心理研究生は、駿河台大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻倫理規程、駿河台大学心理カウンセリングセンター個人情報取り扱い要領等、本学及び本学心理カウンセリングセンターの規定する個人情報保護に関する諸規定及び研究倫理上の諸規定を遵守しなければならない。

## (費用)

第8条 臨床心理研究生として入学を許可された者は、所定の費用を所定の期日までに納付しなければならない。

2 選考料、登録料は免除する。

3 指導料は別途定める。なお、指導料には、駿河台大学心理カウンセリングセンターにおいてスーパーバイズ指導を受ける費用を含むものとする。

4 所定の期日までに所定の費用を納付しない者は、臨床心理研究生としての入学許可を取り消す。

5 既に納めた指導料その他は、事情の如何にかかわらず返還しない。

## (臨床心理研究生証)

第9条 臨床心理研究生は、臨床心理研究生証の交付を受け、常時これを携行しなければならない。

2 臨床心理研究生証は、研究期間終了後、速やかに返還しなければならない。

## (許可の取消)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者と認められたときは、学長が研究生の許可を取り消すことがある。

- (1) 第7条に係る守秘義務等の倫理に係る誓約をしない者、又は同誓約の遵守を履行しない者
- (2) 性行不良で改善の見込みがない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他研究生としての本分に著しく反した者  
(その他)

第11条 臨床心理研究生に関し、本大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、本学心理学研究科委員会の議を経て、学長の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成27年4月1日一部改正。

平成30年4月1日一部改正。